

中山間地域で山菜やそば等へ 転換するための経費を支援します

ー中山間地域振興作物生産拡大事業ー



中山間地域の農地保全と農業生産活動を維持するため、作物を栽培していない農地や休耕する農地で、新たに山菜やそばなどの振興作物を生産する農業者などへ必要な経費を支援します

■ 対象者

下記のいずれかに該当する農業者または団体など

- ・ 認定農業者
 - ・ 中山間地域等直接支払交付金の集落協定、個別協定
 - ・ 農家組合
 - ・ 農業者3戸以上で構成する団体
 - ・ 農業者3戸以上が構成員となっている法人
- ※市税を完納している必要があります。

営農指導等の経験豊富な「元気な農業づくり推進員」が地域に適した作物の選定や栽培方法等についての相談に応じますので、お気軽にお問合せください。

■ 対象農地

市内の中山間地域において、下記のいずれかに該当する農地

- ・ 作物を栽培していない農地
 - ・ 水稻の作付けが困難な農地
- ※中山間地域等直接支払交付金の協定農用地または作付けにより協定農用地となる農地が望ましいです。
※生産面積が合計10アール未満の場合は対象外です。
※過去に市から同様の事業で補助を受けた農地は対象外です。

■ 対象作物

水稻を除く販売を目的に栽培する作物

- ※ほ場の条件等に応じた作物を事前に市と協議し、選定していただきます。
- ※収穫した作物は出荷する必要があります。

■ 補助内容

- ・ 農地の再生作業・営農定着作業に要する経費の実費相当額
例：ほ場の明渠掘りのためのバックホウ借上料、除草剤や肥料の購入費、人件費（草刈作業、施肥作業、苗の定植作業、播種作業）など
- ・ 種苗の購入に要する経費の実費相当額
- ・ 補助上限額（10アールあたり）

農地の再生作業・営農定着作業に要する経費	75千円
種の購入に要する経費	8千円
苗の購入に要する経費	100千円

■ 添付資料

- ・ 主な添付資料は、以下のとおりです。申請・報告時に写真の提出が必要です。

交付申請書	ほ場の位置・面積が分かる書類、ほ場の現況写真、構成員名簿
実績報告書	請求書又は領収書の写し、作業日報（兼領収書）、作業中・完了後の写真、出荷伝票

■ 注意事項

- ・ 予算の範囲内で、随時申請を受け付けます。
- ・ 必ず事業開始前に申請してください。
- ・ 事業実施の翌年度以降3年間(事業実施年度を含めた4年間)は継続して補助対象の作物を栽培及び出荷の上、出荷伝票等を提出していただきます。
植え付けから収穫まで複数年を要する作物の場合は、出荷するまでの間は、毎年度、管理及び生育状況等を記した書類を提出していただきます。
- ・ 必要に応じて鳥獣被害対策を実施してください。
- ・ 申請書は市ホームページに掲載するほか下記問合せ先で配布します。

【問合せ・申請書提出先】

上越市農村振興課中山間地域農業対策室 TEL 025-520-5754（直通） / FAX 025-526-6185
浦川原区・柿崎区・板倉区総合事務所 産業グループ
上記以外の各区総合事務所 総務・地域振興グループ